

定 款

東亞建設工業株式会社

東亜建設工業株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、東亜建設工業株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木、建築工事の調査、企画、設計、施工、監理及びコンサルティング業務の請負又は受託
- (2) 建設工事用機械器具、材料、諸施設等の設計、製造販売、輸入販売、修理及び賃貸借
- (3) 浚渫、埋立及び土地造成
- (4) 不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理及び鑑定
- (5) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発に関する企画、調査、設計、監理、運営、施工及びこれらに関するコンサルティング業務
- (6) 船舶の建造、入渠修理、解体及び舶用機器の製造販売並びに修理
- (7) 海上運送事業、内航海運業、港湾運送事業、倉庫業及び自動車運送事業
- (8) 観光、娯楽、体育、保健、冠婚葬祭施設等の建設及び賃貸借並びに経営
- (9) 環境整備、公害防止等に関する施設の建設並びに工事の請負
- (10) 工業所有権、ノウハウ、コンピューターを利用したソフトウェアの取得、開発、実施許諾及び販売
- (11) 測量、地質調査
- (12) 廃棄物の収集、運搬、処分、再生及び加工販売
- (13) 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、旅行業法に基づく旅行業及び労働者派遣事業
- (14) 事務用機器の販売、賃貸及び保守管理サービス
- (15) 海洋深層水の取水、販売並びに海洋深層水を利用した清涼飲料水の製造及び販売
- (16) 道路、鉄道、港湾、空港、河川、水道、下水道、庁舎、廃棄物処理施設その他の公共施設並びにこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
- (17) 医療用機械機器の販売、高齢者福祉施設の経営及び在宅介護サービス事業
- (18) 再生可能エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気、熱等エネルギーの供給、販売等に関する事業及びこれらに関するコンサルティング業務
- (19) 人事、労務及び経理等事務代行業務
- (20) 警備業
- (21) 前記各号の事業に附帯し、又は関連する他の事業

当会社は、法令に抵触しない限り、他の事業に投資し、又は会社設立の発起人となることができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(新株予約権無償割当に関する事項の決定)

第12条 当会社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集地)

第14条 当会社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は差支えあるときは、取締役会の決議により、他の取締役が株主総会を招集し、又は議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に特別の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会決議事項)

第20条 株主総会においては、法令又は定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(定員及び選任)

第21条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は4名又は5名とする。

2 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

3 取締役に欠員を生じた場合に法定の員数を欠かず且つ業務に差支えのないときは、補充選任を延期し、又は行わないことができる。

4 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

5 取締役の選任は、累積投票によらない。

6 当会社は、法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

7 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長・会長)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）又は第31条に定める執行役員の中から、社長1名を定める。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）の中から、会長1名を定めることができる。

(取締役会)

第24条 取締役会は、業務執行を決定する。

- 2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に欠員又は差支えあるときは取締役社長が、取締役社長にも欠員又は差支えあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。
- 3 取締役会に関する規程は、取締役会の決議をもって別に定める。

(取締役会招集の通知)

第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より4日前に発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(顧問の委嘱)

第30条 業務上必要あるときは、取締役会の決議により、顧問を置くことができる。

(執行役員)

第31条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会招集の通知)

第33条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より4日前に発するものとする。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主、登録株式質権者又は信託財産の受託者に対して支払う。

ただし、支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社は、その支払義務を免れる。